

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案等に寄せられた御意見及び御意見に対する考え方

意見募集期間:平成 27 年7月 23 日(木)から8月 26 日(水)まで

提出された御意見の件数:1件

意見提出者	代表者氏名等	
個人	—	—

提出された御意見	考え方
FAX を対象とした品質報告を行う旨の記述の追加についてはこれで良いのではないかと考えます。 しかしながら FAX ではその確認装置がある程度の規模になり、また確認に必要となる時間についてもかなりの増大が見込まれるため、その要件については通知等で適切な条件を示す事が求められるかと考えます。 実際に紙を出力するのかそれとも電気信号でよしとするのか等も含め、工数と品質報告自体の質(報告の信頼性)を考慮した要項を示す必要があると考えます。 【個人】	今回の改正省令案等に賛同の御意見として承ります。 なお、御意見にある確認装置の規模や確認に要する時間、工数等については、FAX の送受信に係る品質の具体的測定方法を定めた、一般社団法人情報通信技術委員会(TTC)策定の標準(JJ-201.01)及びガイドライン(TR-1054)に記載されております。今回の平成 25 年総務省告示第 136 号(通信品質の測定条件を定める件)の一部改正案においては、当該標準及びガイドラインで定められた方法により FAX の送受信に係る品質の測定を行うよう規定しております。